

## 5 危機的な財政状況に対応した地方税財政措置について

(総務省、財務省)

### 【内容】

- (1) 法人実効税率の引下げに際しては、全ての地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、恒久的かつ確実な財源を確保すること。
- (2) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、消費税率10%段階で確実に撤廃し、地方法人特別税を法人事業税として復元すること。  
また、新たに導入された地方法人税についても、これを撤廃すること。
- (3) 地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を増額確保し、平成28年度まで延長された臨時財政対策債を速やかに廃止するため、国税五税の法定率の引上げ等による地方交付税総額の増額を図ること。

### (背景)

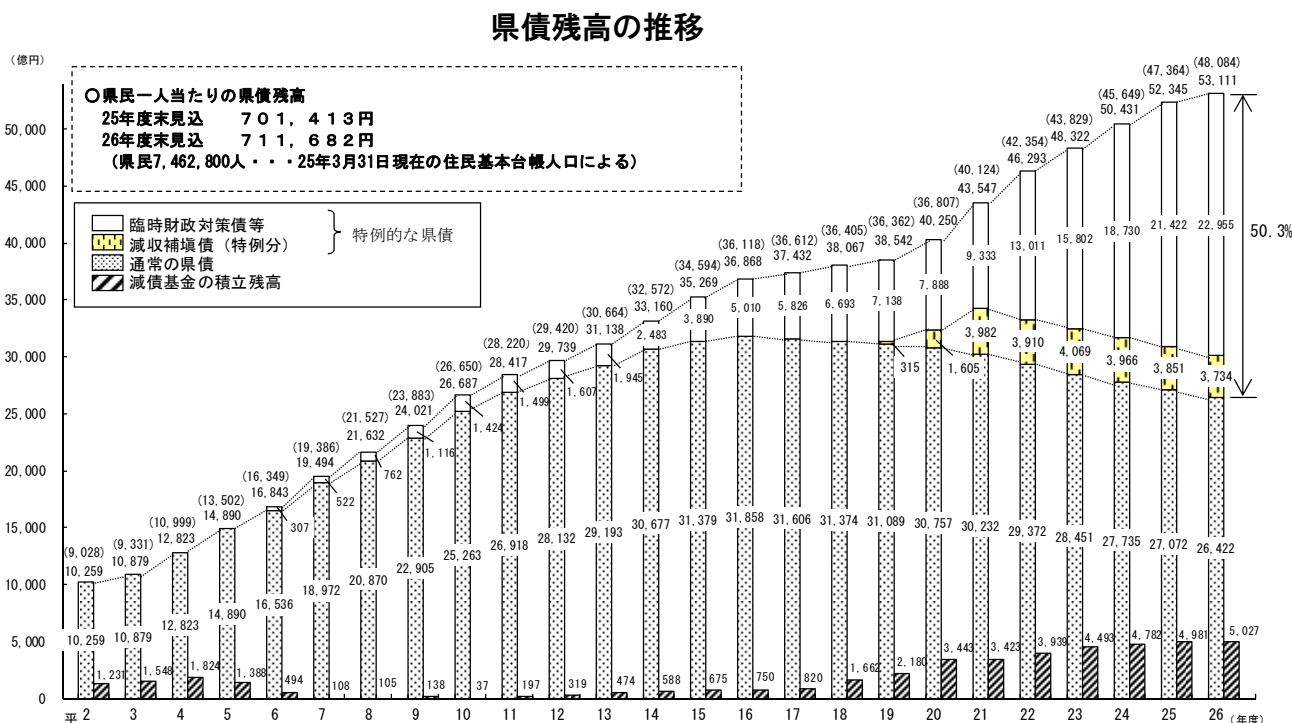
- 6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、法人実効税率の引下げを目指す方針が位置づけられた。法人関係税収は、地方交付税原資を含めるとその約6割が地方公共団体の重要な財源となっている。このため、法人実効税率の引下げに際しては、全ての地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、恒久的かつ確実な財源を確保すべきである。
- 平成26年度の税制改正においては、消費税率(国・地方)8%段階において、地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元することとされた一方で、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部国税化により地方法人税を創設して、その税収全額を地方交付税原資化(交付税特会に直接繰り入れ)することとされた。また、消費税率10%段階では、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進め、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに、他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討することとされている。  
地方法人特別税・譲与税は、受益と負担の原則に反し、地方分権改革の流れに逆行するものであり、企業誘致、地域経済活性化へのインセンティブを損なうものであることから、確実に撤廃して法人事業税に復元すべきである。また、地方法人税は、法人事業税の一部国税化と同様に、地方分権改革の流れに逆行するものであることから、これを撤廃すべきである。  
これらの改正は、いずれも平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されることから、税収に具体的に影響が出てくるのは平成27年度以降になると見込まれるが、都道府県及び市町村の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置がなされるべきである。
- 本県においては、公債費や医療・介護などの扶助費といった義務的経費が確実に増加しており、依然として厳しい財政状況が続いている。  
平成26年度地方財政計画においては、地方の一般財源の総額について、平成25年度の水準を上回る額が確保されたが、今後も全国的に社会保障関係経費を始めとする義務的経費が増加し続ける傾向にあることを踏まえると、地方が安定的な財政運営を行うには、引き続き地方一般財源総額を増額確保することが是非とも必要である。

○ また、本県においては、地方交付税額に比して臨時財政対策債発行可能額の割合が非常に大きく、県債残高の大幅な増加の要因となっている。臨時財政対策債の残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題となっている。

地方財政法の改正により、臨時財政対策債が、平成28年度まで延長されたところであるが、財源不足額の補填は、地方交付税法第6条の3第2項の趣旨によれば、本来、地方交付税の法定率の引上げによらなければならないことから、臨時財政対策債を廃止するため、国税五税の法定率の引上げ等により地方交付税の原資を拡充することが不可欠である。

( 参 考 )

◇ 愛知県の県債残高の推移



(注) 平成24年度までは決算額。平成25年度は最終予算見込ベース、平成26年度は当初予算見込ベース。  
 白抜きは、臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債の計としている。  
 県債残高の( )は、減債基金の積立残高を控除した額。

◇ 愛知県の普通交付税と臨時財政対策債の推移

(単位：億円)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通交付税 A	406	522	525	559	643
臨時財政対策債 B	1,378	3,826	2,899	3,152	2,848
計 C = A + B	1,784	4,348	3,424	3,711	3,491
臨時財政対策債の割合 B/C	77.2%	88.0%	84.7%	84.9%	81.6%

※ 当初算定ベース。